



2025年12月23日

各 位

会社名 株式会社ハピネス・アンド・ディ
(東証スタンダード市場・コード3174)
代表者名 代表取締役社長 前原 聰
問合せ先 取締役管理部長 丸山 誠
電話番号 03-3562-7525

社外取締役の独立性に関する判断基準について

当社は、本日開催の取締役会において、2024年10月15日に取締役会において制定いたしました「社外取締役の独立性に関する判断基準」について、公表することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対外公表の理由

当社は、社外取締役が所属する組織・団体との取引において、社外取締役の独立性を損なわない範囲を明確にすることを目的に「社外取締役の独立性に関する判断基準」を制定しております。このたび、コーポレートガバナンスに関するIR強化の一環として、同判断基準を開示することといたしました。判断基準の内容は以下のとおりであります。

2. 社外取締役の独立性に関する判断基準

当社は、社外取締役が以下の基準のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有していると判断する。

1. 当社の業務執行者（※1）及び過去10年間において当社の業務執行者であった者
2. 当社の主要な株主（※2）又はその業務執行者
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - 1) 当社の主要な取引先（※3）
 - 2) 当社の主要な借入先（※4）
 - 3) 当社が議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
4. 当社の会計監査人である監査法人の社員若しくはパートナー、又は当社若しくは当社の子会社の監査を担当しているその他の会計専門家
5. 当社から役員報酬以外に多額（※5）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
6. 当社から多額の寄付（※6）を受けている個人又は法人、組合等団体の業務執行者
7. 近親者（※7）が上記1から6までのいずれか（ただし、業務執行者の場合は重要な業務執行者（※8）に限る。）に該当する者
8. 前各号の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

2024年10月15日制定

※1. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人をいう。

- ※2. 「主要な株主」とは、直接又は間接に当社の 10%以上の議決権を保有する者をいう。
- ※3. 「主要な取引先」とは、取引先のうち、直近事業年度における年間取引金額が、当社又は相手方の連結売上高の 2 %以上を占める者をいう。
- ※4. 「主要な借入先」とは、当社が借入を行っている金融機関であって、その借入金残高が当社の直近事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の 2 %を超える金融機関をいう。
- ※5. 「多額」とは、以下に定めるとおりとする。
 - ①当社から財産を得ている者が社外取締役個人の場合には、当社から收受している役員報酬以外の対価が、直近の 3 事業年度の平均で年間 1,000 万円を超えるとき
 - ②当社から財産を得ている者が社外取締役が所属する法人、組合等の団体である場合には、当社から收受している対価が、当該団体の直近の 3 事業年度の平均で年間 1,000 万円又は連結売上高の 2 %のいずれか高い額を超えるとき
- ※6. 「多額の寄付」とは、直近の 3 事業年度の平均で年間 1,000 万円以上の寄付をいう。
- ※7. 「近親者」とは、二親等以内の親族をいう。
- ※8. 「重要な業務執行者」とは、取締役、執行役員及び部長職以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

以 上